平成２６年（へ）第１号
熊本市中央区神水１丁目14番63号
申立人　重光産業株式会社
代表者代表取締役　重光　克昭
申立人代理人弁護士　中村このみ
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月15日
平成26年４月８日　熊本簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＮＸ39314
金額　561,767円
支払期日　平成26年３月31日
支払地　白地
支払場所　白地
振出日　平成26年１月20日
振出地　白地
振出人　白地
引受人　熊本製粉株式会社　代表取締役　宮本貫治
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２５年（家）第７３７９号
神奈川県相模原市中央区田名4692
申立人　大谷　直子
本籍東京都港区新橋３丁目22番地、最後の住所不詳
不在者　細田　幸一
昭和22年７月１日生
届出期間満了日　平成26年８月25日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第１０８５５号
東京都立川市一番町４丁目59番地の１　セザール立川一番町602号
申立人　岩松　泰生
本籍広島県三次市廻神町2522番地、最後の住所不詳
不在者　中村　芳雄
大正14年７月16日生
届出期間満了日　平成26年８月25日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第１３２６７号
東京都町田市山崎町2130　山崎団地６－８－110
申立人　角田　京子
本籍群馬県前橋市城東町４丁目４番地、最後の住所不詳
不在者　角田　正彦
昭和25年10月22日生
届出期間満了日　平成26年８月10日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第８８１号
埼玉県所沢市榎町17－７
申立人　池田　輝子
本籍群馬県伊勢崎市本町12番地、最後の住所東京都杉並区以下不詳
不在者　池田　房吾
明治29年10月６日生
届出期間満了日　平成26年８月13日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第１９０２号
東京都板橋区志村３丁目８番５－407号
申立人　茶谷　辰光
本籍東京都江東区新大橋２丁目19番地２、最後の住所不明
不在者　茶谷　美恵
昭和24年１月８日生
届出期間満了日　平成26年８月13日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第２１６４号
青森県青森市赤坂１丁目33番８号　県営住宅21－１－６
申立人　川村あい子
本籍青森県弘前市大字東和徳町14番地14、最後の住所東京都江東区森下３丁目20番２号
不在者　川村　惠康
昭和６年４月30日生
届出期間満了日　平成26年８月13日
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第２７１１号
千葉県八街市八街に55番地35
申立人　平田　康祐
本籍千葉県八街市八街に53番地229、最後の住所アメリカ合衆国94107カリフォルニア州サンフランシスコ市タウンセンド通り135番地619号室
不在者　平田　英治
昭和35年４月８日生
届出期間満了日　平成26年８月18日
横浜家庭裁判所

平成２５年（家）第３２０５号
横浜市戸塚区下倉田町175エクシオ戸塚102
申立人　石川　義光
本籍横浜市戸塚区上矢部町1365番地、最後の住所横浜市西区老松町45番地
不在者　鴨下　ウメ
大正９年３月14日生
届出期間満了日　平成26年８月18日
横浜家庭裁判所

平成２６年（家）第７６号
大阪府寝屋川市長栄寺町21番２号
申立人　前田　貞子
本籍大阪府寝屋川市長栄寺町21番、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　前田　吉昭
昭和36年７月20日生
届出期間満了日　平成26年８月４日
大阪家庭裁判所

平成２６年（家）第２３５号
兵庫県神戸市垂水区北舞子２丁目６番２－402号
申立人　坂本眞砂子
本籍兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目27番地２、最後の住所神戸市兵庫区湊町１丁目409番屋敷
不在者　山田　久治
昭和13年３月２日生
届出期間満了日　平成26年８月５日
神戸家庭裁判所

平成２５年（家）第１６４２号
群馬県高崎市金古町1903番地22
申立人　松本　紀佳
本籍群馬県高崎市三ツ寺町1149番地、最後の住所埼玉県本庄市南１丁目２番24号
不在者　淡嶋　昭雄
昭和22年９月４日生
届出期間満了日　平成26年７月31日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

失踪宣告取消

平成２５年（家）第２２８４号
本籍大阪府枚方市東船橋２丁目６番地、最後の住所京都府京田辺市草内八田７番地の87　Ａ－302
失踪者　南庄　信幸
昭和41年６月８日生
平成26年４月３日失踪宣告取消審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第１号
京都府南丹市八木町青戸西ノ辻57番地
申立人　中川百合子
権利を争う旨の申述の終期　平成26年３月31日
平成26年４月８日　園部簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　２通
⑴小切手番号　ＤＡ00066
金額　50,000,000円
支払人　京都信用金庫八木支店
支払地　京都府南丹市
振出日　平成24年８月９日
振出地　京都府南丹市
振出人　京都信用金庫八木支店　支店長　樹山嘉文
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　ＤＡ00067
金額　50,000,000円
振出日　平成24年８月９日
⑵の小切手の支払人、支払地、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の小切手の記載に同じ